

山形県防犯カメラの管理及び運用に関する指針の概要

第1 指針の目的・対象

1 指針策定の目的

多様な主体が設置する防犯カメラに関し、プライバシー侵害等に対する県民の不安を解消するとともに、防犯カメラの適正かつ効果的な運用を促進する。

2 指針の対象となる防犯カメラ

以下の要件を全て満たすカメラとする。

- (1) 設置目的～犯罪の防止を目的に設置されたカメラ
- (2) 設置場所～不特定かつ多数の人が利用又は往来する施設や場所を撮影するために設置されているカメラ
例：駐車場、商店街、商業施設、銀行、コンビニ、映画館、観光施設 等
- (3) 設置機器～画像を記録媒体（ハードディスク、メモリーカード等）に保存する機能を備えたカメラ

第2 防犯カメラの管理及び運用に当たって配慮すべき事項

1 目的外利用の禁止

防犯カメラの設置目的を逸脱した利用を禁止する。

2 設置場所、撮影範囲

防犯効果が発揮され、かつ、私的な空間や不必要な画像が撮影されないよう撮影範囲を設定し、防犯カメラの設置場所、設置台数、撮影方向等を定める。

3 設置の表示

防犯カメラを設置していること及び設置者等の名称・連絡先を設置区域内にわかりやすく表示する。

4 管理責任者・操作取扱者の指定

設置者等は、画像の適正な取扱いや情報の漏えい防止に配慮するため、管理責任者を指定する。

5 設置者等の責務

プライバシー等に十分配慮した取扱いをするため、次の事項を守るべき責務とする。

- (1) 撮影された画像を適正に保存し管理すること。
- (2) 撮影された画像の利用や提供を制限すること。
- (3) 苦情や問い合わせ等に対して適切に対応すること。
- (4) その他防犯カメラの適正な管理及び運用に関し、必要な措置をとること。

6 撮影された画像の適正な管理

画像の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止する等の安全管理を図るため必要な措置をとる。

- (1) モニターや録画装置、記録媒体がある場所について、施設や機器の状況に応じた情報の漏えい防止措置をとること。
- (2) 記録した画像の不必要な複写や加工を行わないこと。
- (3) 画像の保存期間は、設置目的を達成する範囲内で必要最小限度の期間とし、最長で概ね1か月以内とすること。ただし、設置者等が業務の遂行又は犯罪・事故の捜査に協力するために必要と判断する場合は、保存期間を延長できるものとする。
- (4) 保存期間を経過した画像は速やかに消去するか、上書きによる消去を確実に行うこと。
- (5) 記録媒体を処分するときは、破砕または復元できない完全な消去等を行い、画像が読み取れない状態にすること。
- (6) 防犯カメラの構成機器をインターネットに接続し、又は無線を利用して運用する場合は、ウイルス対策ソフトの利用や、パスワードの設定などにより、情報の漏えい防止措置をとること。

7 撮影された画像の閲覧・提供の制限

- (1) 撮影された画像を設置目的以外に利用することや、第三者に対する閲覧・提供を原則禁止(※)する。

※【閲覧・提供できる場合】

ア 法令に基づく場合

- ・ 裁判官が発する令状に基づく場合（刑事訴訟法第218条第1項）
- ・ 捜査機関からの照会に基づく場合（刑事訴訟法第197条第2項） 等

イ 人の生命・身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために緊急の必要性がある場合

- ・ 迷子や認知症等の行方不明者の安否確認に必要な場合
- ・ 災害発生時に被害状況を情報提供する場合 等

ウ 捜査機関等から犯罪・事故の捜査等のために情報提供を求められた場合

エ 画像から識別される本人の同意がある場合又は本人に提供する場合

- (2) 画像の閲覧・提供に当たっては、設置者等及び管理責任者が、その必要性を十分検討するとともに、要請者に身分証明書等の提示を求めるなど、身元確認を確実に行う。また、画像を閲覧・提供した場合は、提供日時、提供先等の記録を一定期間保存する。

8 秘密の保持

記録された画像のほか、画像から知り得た情報を漏えいしたり、不当に使用したりすることを禁止する。

9 苦情等への対応

防犯カメラの管理及び運用に関する苦情や問い合わせ等に対し、誠実かつ迅速に対応する。

10 業務の委託

防犯カメラの管理及び運用に関する業務の全部又は一部を事業者等に委託する場合は、指針及び管理・運用規程の遵守を委託契約の条件にするなど、情報の漏えい防止やプライバシー保護に配慮した適正な管理・運用を委託先に徹底する。

11 設置機器のセキュリティ対策

セキュリティ対策のための日常的な点検や定期的な点検を行う。また、パソコン等で防犯カメラの画像を取り扱う場合は、最新のウイルス対策ソフトを導入するなど、セキュリティ対策を徹底する。

12 管理・運用規程の策定

防犯カメラの管理・運用を適正に行うため、設置目的や運用形態に合わせ、管理・運用規程を定める。

第3 個人情報保護等の遵守

設置者等、管理責任者及び操作取扱者は、個人情報を取り扱う場合は、この指針のほか、「個人情報の保護に関する法律」や、地方公共団体が定める「個人情報保護条例」に基づき適正に取り扱う。